

OTS会員の保護者様

令和8年4月吉日

大戸小学校OTSリーダー 森田敬子
大戸小学校校長 田波巨士

令和8年度 OTS総会（書面審議）のお知らせ

陽春の候、会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素はOTS活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度OTS総会を下記の通り開催いたします。昨年度に引き続き、今年度も書面による審議とし、ペーパーレスにて総会を実施いたします。

総会資料は電子ファイルでの閲覧、委任状の提出および議決権の行使は、Googleフォームを通じてお願いいたします。

つきましては、この後に続きます総会資料をお読みの上、お手数ですが令和8年4月30日（木）17時までに、「OTS総会 書面表決書・委任状」をメッセージタブにございますリンクよりオンラインにてご提出ください。

なお、総会資料につきましては学校HP「保護者の皆様」へ掲載もいたしております。

今後とも、OTS活動にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

審 議 日： 令和8年5月15日（金）

議 案： 総会資料の通り

提出期限： 令和8年4月30日（木）17時まで

※ **1世帯につき1回**のご回答をお願いいたします

令和 8 年度
さいたま市立 大戸小学校
OTS総会

【書面審議】

期 日 令和 8 年 5 月 1 5 日（金）
時 間 1 3 時 1 0 分より
会 場 さいたま市立大戸小学校 OTS会議室

さいたま市立 大戸小学校OTS

〒338-0011 さいたま市中央区新中里1-6-28
tel 048-831-3796

総会次第

1. 開会のことば
2. 成立宣言
3. 議長選出
4. 議長挨拶
5. 議事
 - (1) 令和7年度事業報告
 - (2) 令和7年度 OTS収入支出決算報告
// // 監査報告
 - (3) 令和7年度 周年行事積立金会計収支報告
// // 監査報告
 - (4) 令和7年度 高額事務機積立金会計収支報告
// // 監査報告
 - (5) 令和8年度 役員選出（案）
 - (6) 令和8年度 事業計画（案）
 - (7) 令和8年度 OTS収入支出予算（案）
6. 議長解任
7. 閉会のことば

令和 7 年度 事業報告

(未実施の活動には取り消し線を引いています)

サポートチーム

- * 常任委員会
- * 学校行事協力
- * 登下校指導
- * 大戸スマイルひろば
- * 青少年育成与野南地区会
- 「お正月のつどい」協力
- ~~* 防犯ボランティア~~
- ~~* 学校保健委員会~~
- ~~* 大戸小防犯対策緊急会議~~
- ~~* 大戸小いじめ対策委員会~~
- * クリーン大戸、防犯パトロール等、学校活動に付帯するお手伝い活動

校外対策チーム

- * チームミーティング
- * 地区別通学路立哨当番作成
- * 学校安全ネットワーク協議会参加
- * 学校安全ネットワークボランティア研修会参加
- * 登下校指導の企画・運営
- * 子ども110番の家、登録更新等協力
- * 交通安全保護者の会の協力
- * その他、登下校を含む児童の安全対策の企画、立案

その他

- * 青少年育成さいたま市民会議関係
- * 青少年育成与野南地区会 会議関係
- ~~* 与野南中学校区四校連絡協議会~~
- ~~* 中央地区更生保護女性会関係~~
- ~~* さいたま市特別支援教育振興会総会~~
- ~~* にこにこパトロール隊連絡会~~
- ~~* にこにこパトロール隊感謝のつどい~~
- * 学校給食週間記念行事参加

令和7年度 OTS運営費決算報告

2026/3/19

大戸小OTS

(収入)

▲減 (単位：円)

款	令和7年度予算額	決算額	増 減	付 記
会費	381,000	372,000	▲ 9,000	
繰越金	674,639	674,639	0	
雑収入	0	2,427	2,427	
合計	1,055,639	1,049,066	▲ 6,573	

(支出)

▲減 (単位：円)

款	令和7年度予算額	決算額	増 減	付 記
消耗品費	30,000	4,201	▲ 25,799	のり、クリアファイル、式辞用紙等
通信運搬費	10,000	5,280	▲ 4,720	インターネット解約のため減額
渉外費	10,000	3,292	▲ 6,708	中里稲荷神社奉納金
慶弔費	10,000	0	▲ 10,000	香典
什器設備費	50,000	0	▲ 50,000	コピー機/印刷機トナー代
高額事務機積立金	230,000	230,000	0	コピー機/印刷機リース代
校外対策部費	10,000	0	▲ 10,000	
P T A活動保険料	70,000	46,840	▲ 23,160	PTA活動保険料
イベント費	100,000	91,461	▲ 8,539	ザ・ワースレス出演料、フライヤー、お菓子等
予備費	535,639	0	▲ 535,639	
合計	1,055,639	381,074	▲ 674,565	

※令和7年度、予算を無にした項目は削除いたしました。

(収入) 1,049,066 — (支出) 381,074 = (残高) 667,992

上記の通り、報告いたします。

令和8年3月19日 さいたま市立大戸小学校OTS リーダー 森田敬子

会計 坂本雄一

会計 中寫真樹子

監査の結果、相違ありません。

令和8年3月19日 さいたま市立大戸小学校OTS 監事 中島笑美

監事 安倍雪乃

令和7年度 さいたま市立大戸小学校 児童環境整備費 決算報告

1 収入の部

▲減 (単位:円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増減	摘要
児童環境整備費	271,200	270,600	▲ 600	600円×児童数451名
前年度繰越	19,606	19,606	0	
合 計	290,806	290,206	▲ 600	

2 支出の部

▲減 (単位:円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	摘要
行事費	100,000	106,163	6,163	卒業式演台花、卒業記念品、他
周年行事積立費	100,000	100,000	0	周年行事積立
学習環境費	40,000	51,212	11,212	小中合同音楽会交通費、他
校内美化費	20,000	32,550	12,550	園芸用土、花苗、他
予備費	30,806	0	▲ 30,806	
合 計	290,806	289,925	▲ 881	

3 差引残高の部

収入の部(決算額)	支出の部(決算額)	差引残高
290,206	— 289,925	= 281

差引残高 281 円

以上のとおり、御報告いたします。

さいたま市立大戸小学校

教頭 松井 健

監査の結果、相違ないことを認めます。

監査 中島 笑美

監査 安倍 雪乃

令和7年度 周年行事積立金会計収支報告

大戸小OTS

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度より繰越	1,458,645		
周年行事積立金	100,000		
利 息	2,458		
合 計	1,561,103	合 計	0

(収入) 1,561,103 － (支出) 0 ＝ (残高) 1,561,103

令和7年度 高額事務機積立金会計収支報告

大戸小OTS

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度より繰越	400,396	印刷機リース代	130,224
高額事務機積立金	230,000	コピー機リース代	114,840
利 息	564	コピー機カウンター料	17,652
合 計	630,960	合 計	262,716

(収入) 630,960 － (支出) 262,716 ＝ (残高) 368,244

上記のとおり報告いたします。

令和8年3月19日

さいたま市立大戸小学校OTS

会 長 森 田 敬 子

会 計 坂 本 雄 一

会 計 中 舘 真 樹 子

監査の結果、相違ありません。

令和8年3月19日

さいたま市立大戸小学校OTS

監 事 中 島 笑 美

監 事 安 倍 雪 乃

令和8年度役員選出(案)

役 職 名	氏 名
顧 問	田波 巨士
リ ー ダ ー	森田 敬子
サ ブ リ ー ダ ー	根岸 章乃
	牧野 吏紗
	松井 健
メ ン バ ー	小寺 蘭
	小澤 ゆ賀
	野崎 友美
	三浦 賀子
	八鍬 聡子
	田中 真理子
会 計	中寫 真樹子
	北村 美穂
監 査	安倍 雪乃
	植澤 莉歌

令和 8 年度事業計画（案）

サポートチーム

- * 常任委員会
- * 学校行事協力
- * 登下校指導
- * 大戸スマイルひろば
- * 青少年育成与野南地区会

「お正月のつどい」協力

- * クリーン大戸、防犯パトロール等、学校活動に付帯するお手伝い活動

校外対策チーム

- * チームミーティング
- * 地区別通学路立哨当番作成
- * 学校安全ネットワーク協議会参加
- * 登下校指導の企画・運営
- * 子ども 110 番の家、登録更新等協力
- * 交通安全保護者の会の協力
- * その他、登下校を含む児童の安全対策の企画、立案

その他

- * 青少年育成さいたま市民会議関係
- * 青少年育成与野南地区会 会議関係
- * 学校給食週間記念行事
- * 大戸・中里地区地域福祉推進委員会

令和8年度 OTS運営費予算（案）

大戸小OTS

(収入)

▲減（単位：円）

款	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増 減	付 記
会費	190,500	381,000	▲ 190,500	500円×家庭数+教職員数 ※1)
繰越金	667,992	674,639	▲ 6,647	
雑収入	0	0	0	銀行利息
合計	858,492	1,055,639	▲ 197,147	

(支出)

▲減（単位：円）

款	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増 減	付 記
消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品
通信運搬費	0	10,000	▲ 10,000	インターネット※2)
渉外費	5,000	10,000	▲ 5,000	会議交通費補助、中里稻荷神社奉納
慶弔費	10,000	10,000	0	香典
什器設備費	40,000	50,000	▲ 10,000	コピー機/印刷機トナー代
高額事務機積立金	200,000	230,000	▲ 30,000	コピー機/印刷機リース代 ※3)
校外対策部費	15,000	10,000	5,000	交通安全対策、防犯対策
P T A活動保険料	50,000	70,000	▲ 20,000	PTA活動保険料
イベント費	50,000	100,000	▲ 50,000	イベント開催時における印刷代、備品購入代等
予備費	458,492	535,639	▲ 77,147	
合計	858,492	1,055,639	▲ 197,147	

(収入) 858,492 — (支出) 858,492 = (残高) 0

※1)繰越金の適正額を約20万円と考え、OTS運営費の500円減額と合わせ、残高を逡減していきます。

※2) 来校頻度減のためR7年度に解約済み

※3)印刷機リース期間終了(2026年9月)のため減額

令和8年度 さいたま市立大戸小学校 児童環境整備費予算(案)

大戸小OTS

(収入)

▲減(単位:円)

款	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増減	付記
会費	267,600	271,200	▲ 3,600	600円×児童数446名
繰越金	281	19,606	▲ 19,325	
雑収入	0	0	0	銀行利息
合計	267,881	290,806	▲ 22,925	

(支出)

▲減(単位:円)

款	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増減	付記
行事費	100,000	100,000	0	
周年行事積立費	100,000	100,000	0	
学習環境費	40,000	40,000	0	
校内美化費	15,000	20,000	▲ 5,000	
予備費	12,881	30,806	▲ 17,925	
合計	267,881	290,806	▲ 22,925	

(収入) 267,881 −(支出) 267,881 =(残高) 0

大戸小学校OTS会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は大戸小学校OTS（おおとスマイル）と称し、事務所を同校内におく。

第2章 目的と活動

第2条 本会は父母（またはそれに代わるもの）と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校と家庭の連絡を緊密にし、児童の健全な育成を図る。
- 2 会員相互の研修に努め、成人教育を行う。
- 3 校内、外における生活環境の改善と安全教育の推進を図る。
- 4 その他、会の目的を達成するのに必要な活動を行う。

第3章 性格と方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体であり、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配干渉も受けない。

第5条 本会は次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党や宗教に偏らない。
- 2 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦、支持しない。
- 3 営利を目的とするような行為はしない。
- 4 学校の人事、運営、管理に干渉しない。
- 5 児童の教育ならびに福祉のために活動するほかの民主的な団体及び機関と協力する。

第4章 会 員

第6条 本会は大戸小学校に在籍する児童の父母と教職員をもって組織する。

第5章 役職及び監事

第7条 本会は、下記の役職及び監事をおく。

- 1 サポートチームリーダー……1名
- 2 サポートチームサブリーダー……3～4名（内1名は教職員とする）
- 3 会 計……2名
- 4 常任委員……若干名
- 5 監 事……2名
- 6 顧 問……1名（学校長とする）
- 7 校外対策チームリーダー……1名
- 8 校外対策チームサブリーダー……3～4名（内1名は教職員とする）

各役職、監事の任期は基本的に1年とする。但し、同じ役職については再任を妨げない。

会計においては2年、他役職においては3年を最長任期とする（教職員代表のサブリーダーはこの限りではない）

第8条 役職及び監事の選出は次の通りとする。

- 1 リーダー・サブリーダー・会計・監事は、自薦・他薦・サポートチームの推薦活動により総会において承認を得るものとする。校外対策チームにおいては、自薦・他薦・サポートチームの推薦活動により、決定する。
- 2 常任委員はリーダー・サブリーダー・会計・校外対策チームのリーダー・サブリーダーとする。
- 3 常任委員及び監事は相互に兼任することはできない。
- 4 現役役職者が任期の途中で辞任する場合は、会員中より補充役職者を選出し、常任委員会において承認を得ることができる。

第9条 役職及び監事の任務は次の通りとする。

- 1 リーダーは、会を代表して会務を掌り、会議を主宰する。
- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは代理する。
- 3 各種担当メンバーは総会・常任委員会の議事を正確に記録し、各種の会議について通知・報告する。
- 4 会計は本会の全ての金銭の収入・支出を正確に記録し、総会において決算報告する。
- 5 常任委員は緊急事項を処理し、会務の執行にあたる。
- 6 監事は会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第6章 会 議

第10条 本会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 常任委員会
- 3 各チーム会

第11条 総会は全会員をもって構成される本会最高の議決機関であり、毎年1回年度始めに開き、決算及び予算の議決を行う。但し、OTS運営に関わるその他重要事項については、常任委員会で意思決定をし、年度内においても変更事項の運用を可能とする。

第12条 削除

第13条 臨時総会を開くことが困難と認められるときは、常任委員会をもってこれに代えることができる。

第14条 常任委員会は会則第8条第2項で定められた者で構成し、年1回以上開催し、重要事項を審議する。

第15条 削除

第16条 各チーム会は選出されたメンバー及び教職員で構成し、任務は細則による。

第17条 会議の議決は回答者の過半数による。但し、議会の定足数は会員の五分の一以上とする（委任状も含む）。また審議において会員が未回答の場合は棄権とみなす。

第7章 会 計

第18条 本会の経費は、会費及び他の収入をもってあてる。

第19条 OTS会費とは運営費と児童環境整備費とする。

- 1 会費は一括徴収とし、年度途中の転出による返金、転入による回収は行わない。
- 2 運営費は1世帯あたり年間500円とする。
- 3 児童環境整備費は児童一人あたり年600円、非加入家庭を含み児童数での回収とする。

第20条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の経理は議会において議決された予算に基づいて行う。

第22条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

第8章 改 正

第23条 会則の改正は総会の議決による。但し、期中において緊急且つ速やかに対応、改正が必要な場合においては常任委員会の協議・議決により改正可能とする。

第 9 章 細 則

第 2 4 条 本会則の運営を円滑にするために必要な細則を定める。

第 2 5 条 細則の改廃は常任委員会の議決による。

第 1 0 章 附 則

第 2 6 条 本会則は昭和 2 4 年 8 月 2 6 日に施行する。

昭和 2 5 年 4 月改正	昭和 2 6 年 4 月改正	昭和 2 8 年 5 月改正	昭和 3 1 年 5 月改正
昭和 3 2 年 5 月改正	昭和 3 3 年 4 月改正	昭和 3 5 年 5 月改正	昭和 4 3 年 4 月改正
昭和 4 4 年 5 月改正	昭和 4 5 年 4 月改正	昭和 4 6 年 5 月改正	昭和 4 7 年 5 月改正
昭和 4 8 年 3 月改正	昭和 4 9 年 3 月改正	昭和 5 0 年 3 月改正	昭和 5 1 年 3 月改正
昭和 5 3 年 3 月改正	昭和 5 4 年 3 月改正	昭和 6 0 年 4 月改正	平成 元 年 5 月改正
平成 3 年 5 月改正	平成 7 年 5 月改正	平成 1 2 年 5 月改正	平成 1 3 年 3 月改正
平成 1 4 年 5 月改正	平成 1 9 年 2 月改正	平成 2 2 年 5 月改正	令和 3 年 5 月改正
令和 5 年 5 月改正	令和 6 年 5 月改正	令和 7 年 5 月改正	

大 戸 小 学 校 O T S 細 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会則運営のための細則はこの規定による。

第 2 章 各チーム会

第 2 条 各チームの任務は次の通りとする。

1. サポートチーム
 - (1) 児童の学校活動のサポート。
 - (2) 学校と連携して各種行事の計画及び調整。
 - (3) 地域と連携して各種行事に参加。
 - (4) 係の保護者への業務依頼。
 - (5) その他業務。
2. 校外対策チーム
 - (1) 学校と協力し、交通安全指導などを通して校外における児童の安全確保。
 - (2) 児童をとりまく良い環境作りのために諸種の活動を行い、家庭・地域・学校との連携強化。

第 3 条 各チーム会は、各会において選出する。但し、サブリーダー 1 名は教職員とする。

第 3 章 旅 費

第 4 条 会務による出張は、旅費を支給する。その場合の交通費は実費（普通・急行）とする。

第 4 章 慶 弔

第 5 条 死亡

会員・児童…………… 5 0 0 0 円

第 6 条 その他不慮の災害・特別な事情の場合は、サポートチーム内で処理し、常任委員会において報告する。

第 7 条 諸般の事情その他を考慮し、常任委員会においてその額を変更することができる。

第 5 章 個 人 情 報

第 8 条 個人情報について、別紙「個人情報取扱規則」にて定めるものとする。

第 6 章 立 候 補

第 9 条 次の各号をすべて満たす者は、OTSサポートチームに立候補することができる。

1. 本校に在籍する児童の保護者であること
2. OTS会員であること
3. OTS会則および活動趣旨を理解し、遵守する意思があること
4. 過去に重大な規約違反またはOTS活動への著しい妨害行為がないこと

第 1 0 条 常任委員会は、次の事項を総合的に判断し、OTS活動の円滑な運営に資すると認められる者を選任する。また選考にあたっては、個人の価値観や私的な感情による判断を行わないものとする。

1. OTS活動の趣旨を理解しているか
2. 他のチームおよび役職メンバーと協調して活動できるか
3. 学校・地域・保護者との連携に支障がないか
4. 特定の個人・団体・思想等の利益誘導を主目的としていないか

第 1 1 条 選考および不承認については次の通りとする。

1. 常任委員会は、必要に応じて立候補者を選別することができる
2. 不承認とする場合、その理由は原則として開示しない
3. 不承認の通知は、所定の方法により本人に行う

第 1 2 条 選考に関して常任委員会内で判断が困難な場合、または意見が分かれた場合は、学校運営協議会に相談し、助言を得ることができる。

第 1 3 条 立候補者は、本細則に定める選考および第 3 章に定める解任に関する規定について了承のうえ立候補するものとする。

第 7 章 解 任

第 1 4 条 役職及び監事は、本会の会則および細則を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第 1 5 条 サポートチーム並びに各役職及び監事が、就任後に次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、常任委員会は事実確認を行うものとする。

1. 本細則またはOTS規約に違反する行為があった場合
2. 立候補時の申告内容に重大な虚偽または不申告があった場合
3. OTS活動の円滑な運営を著しく妨げる行為があった場合
4. 社会的信用を著しく損なう行為があった場合

該当する事実が確認された場合、常任委員会は原則として本人に対し説明および是正の機会を設けることができる。是正が困難、または改善が見込めないと常任委員会が判断した場合は、解任の手続きに進むことができる。

第 1 6 条 解任の決定は次の通りとする。

1. 解任は常任委員会の協議および合意により決定する
2. 判断が困難な場合、学校運営協議会に相談し、助言を得ることができる
3. 解任の決定は、所定の方法により当該役員本人に通知するものとする。

第17条 解任後の扱いは次の通りとする。

1. 解任された役員は、役職資格を失う
2. 解任理由の詳細は、本人以外には原則として公表しない
3. 解任に伴う後任の選任は、常任委員会の協議により行う

第18条 解任に関する異議申し立ては受け付けられないものとする。

第8章 禁止行為

第19条 OTS役職並びにチームメンバーはボランティアとして活動しており、チームへの過度な要求や対応を求めることは控えるものとする。

第20条 OTS活動において、会員・役職・チームメンバーに対する誹謗中傷やハラスメント行為、活動妨害行為を行ってはならない。

第9章 意見・要望

第21条 OTSに関する意見・要望は、サポートチーム、指定された窓口、学校窓口を通じて受け付けるものとする。また個人の役職に対する直接の申し入れや、チームへの過度な要求については各チームは対応せず、サブリーダーである教職員に対応を一任する。

第10章 補則

第22条 本細則に定めのない事項については、常任委員会または学校運営協議会の協議により決定する。

第11章 附則

第23条 この細則は昭和50年3月改正する。

昭和50年3月改正	昭和55年3月改正
昭和57年3月改正	昭和57年11月改正
昭和59年4月改正	昭和60年4月改正
昭和61年11月改正	昭和62年2月改正
平成2年5月改正	平成3年2月改正
平成5年5月改正	平成6年5月改正
平成12年5月改正	平成14年3月改正
平成17年5月改正	平成18年5月改正
平成19年2月改正	平成30年5月改正
令和5年5月改正	令和6年5月改正
令和7年5月改正	

さいたま市立大戸小学校 OTS 個人情報取扱規則

1 目的

第1条 さいたま市立大戸小学校OTS（以下、「OTS」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、OTS役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

2 責務

第2条 OTSは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、OTS活動において個人情報の保護に努めるものとする。

3 管理者

第3条 OTSにおける個人情報の管理は、OTSサブリーダーとし、OTSリーダーがこれを任命する。

4 取扱者

第4条 OTSにおける個人情報の取扱者はOTSサポートチームおよびOTSサポートチームが許可した者とする。

5 秘密保持義務

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 収集方法

第6条 OTSは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

7 利用

第7条 利用の目的、管理方法と活動について以下のように定めるとする。

- (1) OTS会員名簿の登録および管理
- (2) 会費集金
- (3) OTS活動名簿の作成および管理
会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、OTS行事等の名簿
- (4) 要求があった場合、以下の団体に文書開示
学校運営協議会、後援会、にこにこパトロール隊、おやじの会、チャレンジスクール、自治会、育成会
- (5) チームミーティング等開催通知
- (6) 業務に関する連絡

8 利用目的による制限

第8条 OTSは、あらかじめ本人の同意を得ないで、細則第8条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
個人情報の保護は児童の卒業まで有効とし、転居で会員が退会する場合、退会後も個人情報は保護されるものとする。

9 管理

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとして、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

10 保管および持ち出し等

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関して暗号化やパスワードを施す等の管理を適正に行うこととする。
紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

11 第三者提供の制限

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記載を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

12 情報開示等

第13条 OTSは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

13 漏洩時等の対応

第14条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるOTSサブリーダー及びOTSリーダーに報告しなければならない。

14 苦情の処理

第15条 OTSは個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

15 禁止事項

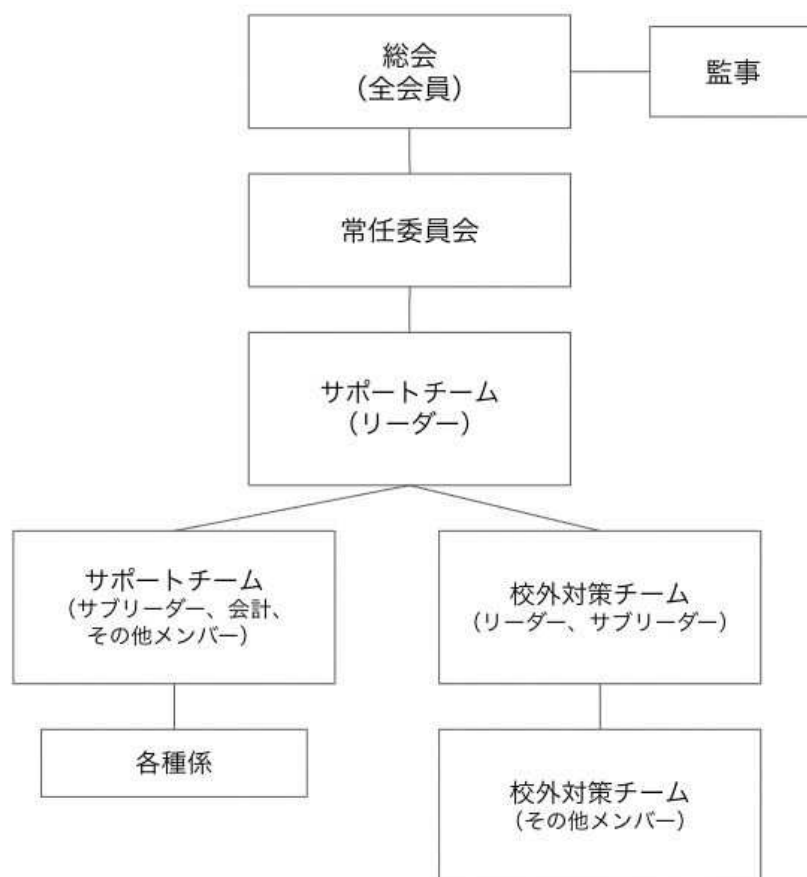
第16条 以下の項目を禁止事項とする

- (1) 本人の同意なく、個人情報や名簿・写真・動画をSNS等に投稿すること
- (2) 業務で取得した写真を私的に使用・共有すること
- (3) 許可なくスクリーンショットなどの取得、書き写し、複製、転載または第三者に提供すること、または資料作成すること。

16 附則

第17条 本規則は、平成30年5月より施行する。
令和3年5月改正 令和7年5月改正

大戸小学校OTS組織図



2026年 総会 大戸小学校OTS会則 現改比較
※削除に伴う条の繰り上げは未実施

現行	改正	改正内容
【第7条】 本会は、下記の役職及び監事をおく。 1 サポートチームリーダー…… 1 名 2 サポートチームサブリーダー…… 3 ～ 4 名 (内 1 名は教職員とする) 3 会 計…… 2 名 4 常任委員……若干名 5 監 事…… 2 名 6 顧 問…… 1 名 (学校長とする) 7 校外対策チームリーダー…… 1 名 8 校外対策チームサブリーダー…… 3 ～ 4 名 (内 1 名は教職員とする) 各役職、監事の任期は基本的に 1 年とする。但し、同じ役職については再任を妨げない。 会計においては 2 年、他役職においては 3 年を最長任期とする (教職員代表の副会長はこの限りではない)	【第7条】 本会は、下記の役職及び監事をおく。 1 サポートチームリーダー…… 1 名 2 サポートチームサブリーダー…… 3 ～ 4 名 (内 1 名は教職員とする) 3 会 計…… 2 名 4 常任委員……若干名 5 監 事…… 2 名 6 顧 問…… 1 名 (学校長とする) 7 校外対策チームリーダー…… 1 名 8 校外対策チームサブリーダー…… 3 ～ 4 名 (内 1 名は教職員とする) 各役職、監事の任期は基本的に 1 年とする。但し、同じ役職については再任を妨げない。 会計においては 2 年、他役職においては 3 年を最長任期とする (教職員代表のサブリーダーはこの限りではない)	・副会長→サブリーダー
【第8条】 役職及び監事の選出は次の通りとする。 1 リーダー・サブリーダー・会計・監事は、自薦・他薦・サポートチームの推薦活動により総会 において承認を得るものとする。校外対策チームにおいては、自薦・他薦・サポートチームの推薦活動により、決定する。 2 常任委員はリーダー・サブリーダー・会計・校外対策チームのリーダー・サブリーダーとする。 3 常任委員及び監事は相互に兼任することはできない。 4 現役役職者が任期続投できない場合は、会員中より補充役職者を選出し、常任委員会において承認を得ることができる。	【第8条】 役職及び監事の選出は次の通りとする。 1 リーダー・サブリーダー・会計・監事は、自薦・他薦・サポートチームの推薦活動により総会 において承認を得るものとする。校外対策チームにおいては、自薦・他薦・サポートチームの推薦活動により、決定する。 2 常任委員はリーダー・サブリーダー・会計・校外対策チームのリーダー・サブリーダーとする。 3 常任委員及び監事は相互に兼任することはできない。 4 現役役職者が任期の途中で辞任する場合は、会員中より補充役職者を選出し、常任委員会において承認を得ることができる。	・任期続投できない→任期の途中で辞任

【第17条】 会議の議決は回答者の過半数による。但し、議会の定足数は会員の五分の一以上とする（委任状も含む）。	【第17条】 会議の議決は回答者の過半数による。但し、議会の定足数は会員の五分の一以上とする（委任状も含む）。また審議において会員が未回答の場合は棄権とみなす。	・また審議において会員が未回答の場合は棄権とみなす。を追加
【第19条】 OTS会費とは運営費と児童環境整備費とする。 1 会費は一括徴収とし、年度途中の転出による返金、転入による回収は行わない。 2 運営費は1世帯あたり年間1,000円とする。 3 児童環境整備費は児童一人あたり年600円、非加入家庭を含み児童数での回収とする。	【第19条】 OTS会費とは運営費と児童環境整備費とする。 1 会費は一括徴収とし、年度途中の転出による返金、転入による回収は行わない。 2 運営費は1世帯あたり年間500円とする。 3 児童環境整備費は児童一人あたり年600円、非加入家庭を含み児童数での回収とする。	・1,000円→500円
附則 改定日時	令和7年5月改正	追記

2026年5月 総会 大戸小学校OTS細則 現改比較

現行	改正	改正比較
第4条 会務による出張は、次のように旅費を支給する。 1 交通費は実費（普通・急行）とする。	第4条 会務による出張は、旅費を支給する。その場合の交通 費は実費（普通・急行）とする。	・ 1 を削除し条文を変更
第 6 章 附則 第9条	第 6 章 立候補 第9条 次の各号をすべて満たす者は、OTSサポートチームに立候補することができる。 1. 本校に在籍する児童の保護者であること 2. OTS会員であること 3. OTS会則および活動趣旨を理解し、遵守する意思があること 4. 過去に重大な規約違反またはOTS活動への著しい妨害行為がないこと 第10条 常任委員会は、次の事項を総合的に判断し、OTS活動の円滑な運営に資すると認められる者を選任する。また選考にあたっては、個人の価値観や私的な感情による判断を行わないものとする。 1. OTS活動の趣旨を理解しているか 2. 他のチームおよび役職メンバーと協調して活動できるか 3. 学校・地域・保護者との連携に支障がないか 4. 特定の個人・団体・思想等の利益誘導を主目的としていないか 第11条 選別および不承認については次の通りとする。 1. 常任委員会は、必要に応じて立候補者を選別することができる 2. 不承認とする場合、その理由は原則として個別に開示しない 3. 不承認の通知は、所定の方法により本人に行う 第12条 選考に関して常任委員会内で判断が困難な場合、または意見が分かれた場合は、学校運営協議会に相談し、助言を得ることができる。	・ 附則 第6章→第11章へ ・ 附則内容の第9条→第23条 ・ 章名 立候補 を追加 ・ 第9条～第13条を追加

	第13条 立候補者は、本細則に定める選考および第3章に定める解任に関する規定について了承のうえ立候補するものとする。 第11章 附則 第23条	
	第7章 解任 第14条 役職及び監事は、本会の会則および細則を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。 第15条 サポートチーム並びに各役職及び監事が、就任後に次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、常任委員会は事実確認を行うものとする。 1. 本細則またはOTS規約に違反する行為があった場合 2. 立候補時の申告内容に重大な虚偽または不申告があった場合 3. OTS活動の円滑な運営を著しく妨げる行為があった場合 4. 社会的信用を著しく損なう行為があった場合 該当する事実が確認された場合、常任委員会は原則として本人に対し説明および是正の機会を設けることができる。是正が困難、または改善が見込めないと常任委員会が判断した場合は、解任の手続きに進むことができる。 第16条 解任の決定は次の通りとする。 1. 解任は常任委員会の協議および合意により決定する 2. 判断が困難な場合、学校運営協議会に相談し、助言を得ることができる 3. 解任の決定は、所定の方法により当該役員本人に通知するものとする。 第17条 解任後の扱いは次の通りとする。 1. 解任された役員は、役職資格を失う 2. 解任理由の詳細は、本人以外には原則として公表しない 3. 解任に伴う後任の選任は、常任委員会の協議により行う 第18条 解任に関する異議申し立ては受け付けないものとする。	・章名 解任 を追加 ・第14条～第18条を追加

	第8章 禁止行為 第19条 OTS役職並びにチームメンバーはボランティアとして活動しておりチームへの過度な要求や対応を求めることは控えるものとする。 第20条 OTS活動において、会員・役職・チームメンバーに対する誹謗中傷やハラスメント行為、活動妨害行為を行ってはならない。	・章名 禁止行為 を追加 ・第19条、第20条を追加
	第9章 意見・要望 第21条 OTSに関する意見・要望は、サポートチーム、指定された窓口、学校窓口を通じて受け付けるものとする。また個人の役職に対する直接の申し入れや、チームへの過度な要求については各チームは対応せず、サブリーダーである教職員に対応を一任する。	・章名 意見・要望 を追加 ・第21条を追加
	第10章 補足 第22条 本細則に定めのない事項については、常任委員会または学校運営協議会の協議により決定する。	・章名 補足 を追加 ・第22条を追加
附則 改定日時	令和7年5月改正	追記

2026年 総会 大戸小学校OTS個人情報取扱規則 現改比較

現行	改正	改正内容
【第7条】 利用の目的、管理方法と活動について以下のように定めるとする。 (1) OTS会員名簿の登録および管理 (2) 会費集金 (3) OTS活動名簿の作成および管理 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、OTS行事等の名簿、推薦委員選出名簿 (4) 要求があった場合、以下の団体に文書開示 学校運営協議会、後援会、にこにこパトロール隊、おやじの会、チャレンジスクール、自治会、育成会 (5) 委員会開催通知 (6) 業務に関する連絡	【第7条】 利用の目的、管理方法と活動について以下のように定めるとする。 (1) OTS会員名簿の登録および管理 (2) 会費集金 (3) OTS活動名簿の作成および管理 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、OTS行事等の名簿 (4) 要求があった場合、以下の団体に文書開示 学校運営協議会、後援会、にこにこパトロール隊、おやじの会、チャレンジスクール、自治会、育成会 (5) チームミーティング等開催通知 (6) 業務に関する連絡	・ 推薦委員選出名簿→削除 ・ 委員会→チームミーティング等
【第8条】 OTSは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 個人情報の保護は児童の卒業まで有効とし、転居で会員が退会する場合、退会後も個人情報は保護されるものとする。	【第8条】 OTSは、あらかじめ本人の同意を得ないで、細則第8条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 個人情報の保護は児童の卒業まで有効とし、転居で会員が退会する場合、退会後も個人情報は保護されるものとする。	・ 第8条→細則第8条

15 附則 第16条 本規則は、平成30年5月より施行する。 令和3年5月改正	15 禁止事項 第16条 以下の項目を禁止事項とする (1) 本人の同意なく、個人情報や名簿・写真・動画をSNS等に投稿すること (2) 業務で取得した写真を私的に使用・共有すること (3) 許可なくスクリーンショットなどの取得、書き写し、複製、転載または第三者に提供すること、または資料作成すること。 16 附則 第17条 本規則は、平成30年5月より施行する。 令和3年5月改正 令和7年5月改正	・ 附則 15→16 ・ 第16条→第17条 ・ 章名 禁止事項 追加 ・ 第16条(1)～(3) 追加
附則 改定日時	令和7年5月改正	追記